

第 年度 (年 月 日から 月 日まで) 部門別損益計算書

(厚生農業協同組合連合会名)

(単位：千円)

科	目	(施 設 名 称)	(施 設 名 称)	(施 設 名 称)	合 計
1	事業収益				
(1)	医療収益				
	入院診療収益	×××	×××	×××	×××
	室料差額収益	×××	×××	×××	×××
	外来診療収益	×××	×××	×××	×××
	保健予防活動収益	×××	×××	×××	×××
	受託検査・施設利用収益	×××	×××	×××	×××
	その他の医療収益	×××	×××	×××	×××
	合 計	×××	×××	×××	×××
	保険査定減	△×××	△×××	△×××	△×××
(2)	保健資材収益	×××	×××	×××	×××
(3)	訪問看護収益	×××	×××	×××	×××
(4)	施設運営収益	×××	×××	×××	×××
(5)	老人福祉事業収益	×××	×××	×××	×××
(6)	その他の事業収益	×××	×××	×××	×××
2	事業費用				
(1)	医療費用	×××	×××	×××	×××
	材料費	×××	×××	×××	×××
	医薬品費	×××	×××	×××	×××
	診療材料費	×××	×××	×××	×××

(7)	地代家賃	X X X		X X X	X X X		X X X	X X X	X X X
	修繕費	X X X			X X X			X X X	X X X
	器械保守料	X X X			X X X			X X X	X X X
	器械設備保険料	X X X			X X X			X X X	X X X
	車両関係費	X X X			X X X			X X X	X X X
(8)	研究研修費		X X X			X X X			
	研究費	X X X			X X X				
	研修費	X X X			X X X				
(9)	業務費		X X X			X X X			
	福利厚生費	X X X			X X X				
	旅費交通費	X X X			X X X				
	職員被服費	X X X			X X X				
	通信運搬費	X X X			X X X				
	広告宣伝費	X X X			X X X				
	消耗品費	X X X			X X X				
	消耗器具備品費	X X X			X X X				
	会議費	X X X			X X X				
	水道光熱費	X X X			X X X				
	貸借料	X X X			X X X				
	保険料	X X X			X X X				
	交際費	X X X			X X X				
	諸会費	X X X			X X X				
	租税公課	X X X			X X X				
	貸倒損失	X X X			X X X				
	貸倒引当金繰入額	X X X			X X X				
	雑費	X X X			X X X				
(10)	その他の事業費用		X X X			X X X			

小	計	×××	×××	×××	×××
(1) 本部費配賦額		×××	×××	×××	×××
事業利益 (又は事業損失)		×××	×××	×××	×××
3 事業外収益 受取利息及び配当金 患者外給食収益 賃賃料 その他の事業外収益	×××	×××	×××	×××	×××
4 事業外費用 支払利息 寄付金 患者外給食用材料費 診療費減免額 貸倒損失 貸倒引当金繰入額 その他の事業外費用	×××	×××	×××	×××	×××
経常利益 (又は経常損失)	×××	×××	×××	×××	×××
5 特別利益 固定資産処分益 有価証券売却益 一般補助金 運営費補助金収益 施設設備補助金収益 その他の特別利益	×××	×××	×××	×××	×××

6	特別損失								
	固定資産処分損		×	×	×		×	×	×
	固定資産圧縮損		×	×	×		×	×	×
	有価証券売却損		×	×	×		×	×	×
	その他の特別損失		×	×	×		×	×	×
	税引前当期利益（又は税引前当期損失）			×	×	×		×	×
	法人税、住民税及び事業税			×	×	×		×	×
	当期剰余金（又は当期損失金）			×	×	×		×	×

(注)

1 本部費配賦額の配賦基準等

(単位：千円)

科	目	本 部 費	(施設名称)	(施設名称)	(施設名称)	配 賦 基 準
	計					

2 本部費配賦額の配分割合

(単位：％)

科	目	本 部 費	(施設名称)	(施設名称)	(施設名称)
		100.0％			
		100.0％			
	計	100.0％			

(記載上の注意)

- 1 その行う事業が一の事業の区分のみに該当する連合会にあっては、作成を要しない。
 - 2 本部費を独立して会計している場合には、事業の区分として「本部」等を設けることは妨げない。この場合にあっては、注意書きの1及び2を削除すること。
 - 3 法令等に基づき、又は連合会の部門別損益の状況を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 - 4 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載しても差し支えない。
- なお、総括科目に一括して記載したもので、金額的に重要な収益及び費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。